# 個人情報保護法の改正に伴う関係規則の一部改正について

### Ⅰ 改正の理由

個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度が、個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行することに伴い、関係する教育委員会規則について、所要の改正を行うもの。

### 2 改正を行う規則

- (1) 県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和 41 年 教育委員会規則第 1 号)
- (2) 宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成 15 年 教育委員会規則第 1 号)

## 3 改正の内容

- (I) 条例の名称が「宮崎県個人情報保護条例」から「宮崎県個人情報の保護 に関する法律施行条例」に改正されたことに伴い、条例名を改正する。
- (2) 保有個人情報の開示等の請求に関する規定は、今後は、個人情報保護法及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)の適用を受けることから、根拠規定を改正する。
- (3) その他、文言の整理を行う。

### 4 施行期日

令和5年4月1日

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改 正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第 号

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則及び宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

の一部を改正する規則

(県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則の一部改正)

県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則(昭和41年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正す 第1条 ν<sub>ο</sub>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

|                                   | 改正後                               |
|-----------------------------------|-----------------------------------|
| (教育長への委任)                         | (教育長への委任)                         |
| 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する    | 第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する    |
| 事務を教育長に委任する。                      | 事務を教育長に委任する。                      |
| (1)~(27) [略]                      | (1)~(27) [略]                      |
| (28) 宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)に | (28) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び |
| 基づく保有個人情報の開示等の請求に対する決定、通知及び意      | 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県      |
| 見聴取に関すること。                        | 条例第38号)に基づく保有個人情報の開示等の請求に対する決     |
|                                   | 定、通知及び意見聴取に関すること。                 |
| (29) • (30) [略]                   | (29) • (30) [ 쪔]                  |
| (専決)                              | (専決)                              |
| 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げ    | 第5条 教育委員会は、第2条各号に掲げる事務のうち、次に掲げ    |

| る事務を教育長に専決させるものとする。             | る事務を教育長に専決させるものとする。             |
|---------------------------------|---------------------------------|
| (1)~(22) [略]                    | $(1)$ $\sim$ $(22)$ [略]         |
| (23) 宮崎県個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示等の | (23) 個人情報の保護に関する法律及び宮崎県個人情報の保護に |
| 請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。        | 関する法律施行条例に基づく保有個人情報の開示等の請求に対    |
|                                 | する決定、通知及び意見聴取に関すること。            |
| (24)・(25) [略]                   | (24) • (25) [略]                 |
| 2 [略]                           | 2 [略]                           |

(宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正す 第2条

°°

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 故正前                             | 故正後                                     |
|---------------------------------|---|
| 宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)の規定に | 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年宮崎県条          |
| 基づく宮崎県教育委員会が保有する個人情報の保護等については、  | 例第38号)の規定に基づく宮崎県教育委員会が保有する個人情報の         |
| 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則(平成15年宮崎県規 | 保護等 <u>に関し必要な事項</u> については、知事が保有する個人情報の保 |
| 則第2号)の規定の例による。                  | 護等に関する規則(平成15年宮崎県規則第2号)の規定の例による         |
|                                 | 0                                       |
|                                 |   |

所 到

この規則は、令和5年4月1日から施行する。